

議 長 日程第2「議案第38号松田町生涯学習センター条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会審査報告書を読ませていただきます。

令和2年12月7日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、9月15日、10月21日、11月17日、12月4日及び7日に、委員6名中委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第3回議会定例会において付託された「議案第38号松田町生涯学習センター条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町生涯学習センター条例について、本則を条ごとに、附則及び別表までの主旨、内容などの説明を受け、松田町生涯学習センター条例施行規則への委任関係、現在の松田町民文化センター条例及び松田町立公民館条例との比較を交えて、質疑を行って詳細に審査しました。

審査の結果、本来条例で規定すべき事項を、松田町生涯学習センター条例施行規則に修正を加えて補完することにより、条例としての効果があると判断をしました。

なお、次の項目について、強く申入れをする。

(1) 施設の使用承認は、不承認の手続が難しく、大きな問題に発展する危険性があるので、でき得る限り明文化すること。

(2) 使用料の全額免除は、一部を除いて原則廃止となるが、これは公的施設が民間施設に比べて廉価での使用料を設定していることを前提としているので、使用料の見直しの際は留意すること。また、現在の施設において全額免除としている団体等には、丁寧な説明をし、理解を求めること。

(3) 長年親しんだ「松田町民文化センター」の名称を改めることに関し、町民等への丁寧な説明及びアンケート等を実施し、理解を得るよう努めること。

(別紙) 議案第38号松田町生涯学習センター条例に対する修正案。

議案第38号松田町生涯学習センター条例の一部を次のように修正する。

第2条中「本町の文化」を「町民の文化」に修正する。

第3条第1号中「文化」を「文化・芸術」に修正する。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

4 番 平 野 この報告書の(2)番にありますので、私も傍聴もしていたので、この現在の、現在全額免除としている登録団体の扱いのことは、何となくはそうなのかなという期待程度では聞いていたんですが、やはりこれは条文の中にその言葉がやはり出てきていないんですけれども、これは現在の登録団体、無料はもうなくなるというのは皆さん了解はされていると思うんですが、その減免の対象になるのか、あるいはこの条文の中ではどこにそれが当たっていくのか、その辺りは議論されたでしょうか。

6 番 井 上 登録団体がどうなるかということはですね、条例の中にはですね、当然出てきていません。そこはですね、減免することができるということで、第11条使用料の減免の中です。そういったところでですね、あとはですね、第17条、利用料金の中でございますけれども、そういったところでの利用料金の第5項における利用料金の減額または免除等ということの中で、特にこういう今までの公民館といいますか、登録団体等に関するいわば優遇的な料金の対応ということはですね、なくなっていますので、それらを踏まえて報告書の中で申し上げましたように、団体等への説明、理解を求めることを執行者側にお願いをするということの申入れ事項を報告書の中に入れてさせていただきました。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

議案第38号松田町生涯学習センター条例に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決を求めます。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数です。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。